

○木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

令和2年4月1日告示第117号

改正

令和3年4月1日告示第109号

木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市長は、飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、地域における猫に起因する地域問題の減少を図ることを目的として、地域猫の不妊・去勢手術に要する経費について、予算の範囲内において木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

**第2条** この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 地域猫及び野良猫（特定の飼い主がおらず、屋外で生活する猫）のことをいう。
- (2) 地域猫 地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主のいない猫のことをいう。その地域にあった方法で管理者を明確にし、対象となる猫を把握するとともに、餌やふん尿の管理、不妊・去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に管理し、これ以上数を増やさず一代限りの生を全うさせる猫を指す。
- (3) 地域猫活動 地域住民が主体となり、ボランティアと協働して実施する地域猫に関する活動のことをいう。
- (4) 地域猫活動団体 地域猫活動を行うことを目的として設立された団体をいう。
- (5) 不妊・去勢手術 獣医師による雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出、又は雄猫の精巣の摘出を行い、かつ目印として片方の耳の先端をV字型に切除した手術をいう。
- (6) 獣医師 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の免許を受けている者で、動物病院に所属するものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(補助金の交付対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する地域猫活動団

体とする。

- (1) 市内に居住し同一の世帯でない3名以上により構成される。
- (2) 市内で地域猫活動を行うものであること。
- (3) 地域猫の管理を行う場所（給餌場等を含む。以下「活動場所」という。）の土地所有者の同意を得ていること。
- (4) 活動場所の属する町内会、自治会等（以下「町内会等」という。）の同意（町内会等がない場合は、活動場所に隣接する土地所有者及び住居者の同意）を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、地域猫の不妊・去勢手術に要した額について、他の制度による助成等を受けている場合は対象としない。

（補助金の額等）

**第4条** 補助金の対象は、地域猫の不妊・去勢手術に要した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の額は、1匹当たり10,000円を限度とする。

（補助金の交付の申請）

**第5条** 補助金の交付を受けようとする地域猫活動団体（以下「申請団体」という。）は、木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金交付申請書（別記第1号様式）により、市長に申請するものとする。

2 交付の申請期限は不妊・去勢手術を行うとする年度の1月末日（閉庁日の場合はその後の最初の開庁日）までとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 不妊・去勢手術を受けさせる地域猫の一覧表及び写真
- (2) 第3条第1項第3号及び第4号の同意を証する書類
- (3) 申請団体構成員名簿
- (4) 申請団体構成員の住民票の写し又は本市に住所を有することを証するものの写し（同一の世帯でない3名以上）
- (5) 地域猫活動地域を示す図面（給餌場、トイレの位置を図に示したもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

**第6条** 市長は、前条の申請書が提出されたときは、内容を審査し、必要に応じ現地調査を行うことにより補助金交付の可否を決定するとともに、木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金交付決

定（却下）通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

**第7条** 規則第5条第1項の規定により付する補助金の交付条件は、次に掲げるものとする。

- （1） 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、市長の承認を受けること。
- （2） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由及び遂行状況を市長に報告し、その指示を受けること。

（不妊・去勢手術の実施）

**第8条** 補助金の交付決定を受けた申請団体は、交付決定を受けた日の翌日から起算して90日以内に、交付決定に係る地域猫に不妊・去勢手術を受けさせなければならない。

（実績報告）

**第9条** 補助金の交付の決定を受けた申請団体は、不妊・去勢手術を完了した日から起算して30日以内又は交付決定日の属する年度の2月末日（閉庁日の場合はその後の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 不妊・去勢手術に要した費用に係る領収書及び請求内訳書の写し
- （2） 不妊・去勢手術を受けた地域猫の一覧表及び写真（不妊・去勢手術がされていることを確認できるもの）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

**第10条** 市長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査等を行うことにより内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金額確定通知書（別記第4号様式）により、当該報告書を提出した申請団体に通知するものとする。

（交付の請求）

**第11条** 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた申請団体は、その通知を受けた日から起算して30日以内又は市長が定める日のいずれか早い日までに、木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定後の報告）

**第12条** この要綱に基づき補助金の交付を受けた申請団体は、市長から地域猫活動による効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力するものとする。

(委任)

**第13条** この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、公示の日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

**別記**

第1号様式（第5条第1項）

第2号様式（第6条第1項）

第3号様式（第9条第1項）

第4号様式（第10条第1項）

第5号様式（第11条第1項）

木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金交付申請書

年 月 日

木更津市長 様

団 体 名

代表者氏名

代表者住所

電 話 番 号

木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 不妊・去勢手術を受けさせる地域猫の一覧表及び写真
- (2) 第3条第1項第3号及び第4号の同意を証する書類
- (3) 申請団体構成員名簿
- (4) 申請団体構成員の住民票の写し又は本市に住所を有することを証するものの写し（同一の世帯でない3名以上）
- (5) 地域猫活動地域を示す図面（給餌場、トイレの位置を図に示したもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

木更津市指令第 号

団 体 名

代表者氏名

代表者住所

木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金については、木更津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付決定（却下）をする。

年 月 日

木更津市長

記

1 交付決定

交付決定額 金 円

2 却下

理由

補助金交付条件（交付決定の場合のみ）

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由及び遂行状況を市長に報告し、その指示を受けること。

木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金実績報告書

年 月 日

木更津市長 様

団 体 名

代表者氏名

代表者住所

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって補助金の交付決定のあった木更津市地域猫不妊・去勢手術を完了したので、木更津市補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額及び精算額

補助金交付決定額 金 円

補助金精算額 金 円

2 不妊・去勢手術を実施した日

3 不妊・去勢手術を実施した動物病院名

4 添付書類

(1) 不妊・去勢手術に要した費用に係る領収書及び請求内訳書の写し

(2) 不妊・去勢手術を受けた地域猫の一覧表及び写真（不妊去勢手術がされていることを確認できるもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

木更津市達第 号

団 体 名

代表者氏名

代表者住所

木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金額確定通知書

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって補助金の交付決定をした木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金については、木更津市補助金等交付規則第14条の規定により下記のとおり補助金の額を確定する。

年 月 日

木更津市長

記

補助金交付確定額 金 円

木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金交付請求書

年 月 日

木更津市長 様

団 体 名

代表者氏名

代表者住所

年 月 日付け木更津市達第 号をもって額の確定のあった木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金を木更津市補助金等交付規則第15条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額 金 円